

令和7年度社会福祉法人指導監査基本方針

近江八幡市 福祉保険部 福祉政策課

1 令和6年度指導監査結果の概要

令和6年度は、16法人のうち、5法人に対して指導監査（実地監査）を行いました。

文書指摘の件数は全体で1件と前年度と同件数でしたが、細かな指摘事項の多い法人は複数ありました。

文書指摘の内容は、小口現金の限度額である10万円を超過して運用しているケースで、その他、法改正に伴う経理規程等への項目追加ができていないケース、登記事項について変更が生じた場合に期限内に変更登記ができていないケース、必要な承認・決議の手続きが適切に実施されていないケースなどの指摘事項が見受けられました。

2 指導監査の基本方針

上記の指導監査結果を勘案し、市が所管する法人の運営および会計管理について、令和7年度においては、実地監査を基本とし、県および市の関係課と密接に連携しながら、効果的な指導監査の実施に努めます。

別添の指導監査事項（主眼事項および着眼点）に留意するほか、本方針3に掲げる項目を「重点項目」として確認、指導します。

なお、指摘した事項等について改善が図られない場合や法人または施設の運営等に問題が発生した場合は、本方針4のとおり、改善に向けて実効性のある指導を行います。

3 重点項目

（1）法人運営

【法人におけるガバナンスの強化】

- ・ 実際に評議員会や理事会に参加できない者が名目的に選任されていないか。
- ・ 監事は理事会への出席義務を履行しているか。監事監査が形骸化していないか。
- ・ 評議員会の招集通知に記載しなければならない事項は、理事会の決議によっているか。
- ・ 理事長等は自己の職務の執行状況を定期的に理事会に報告しているか。

【地域における公益的な取組の推進】

- ・ 地域における公益的な取組を実施しているか。
- ・ 地域住民に対し、取組に関して積極的に情報発信しているか。

(2) 施設の管理運営

【職員の処遇】

- ・ 就業規則および雇用契約書に直近の労働関係法令の改正が反映されているか。
- ・ 職員の定着促進・離職防止に努めているか。

保育所、認定こども園

- ・ 令和6年人事院勧告を踏まえた公定価格上の人件費改定分+10.7%について、全額保育士等への賃金改善および法定福利費等の事業主負担に充てられているか。
- ・ 今般の改定を加味した給与表、給与規定の改定に計画的に取り組んでいるか。

【非常災害対策】

- ・ 非常災害対策計画が策定され、職員間で共有されているか。利用者の安全が確保できる実効性のあるものとなっているか。
- ・ 水害または土砂災害に対する避難確保計画が策定され、職員間で共有されているか。定期的に訓練が実施されているか。

(3) 利用者の処遇

保育所、認定こども園

【子どもの安全管理】

- ・ 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止および発生時の対応を講じているか。
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故があった場合、県へ報告されているか。
- ・ プール活動や水遊びを行う場合は、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。
- ・ 園用のバスを運行する場合は、置き去り防止を支援する安全装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか。

【虐待等の未然防止、発生時の対応】

- ・ 入所児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人権を尊重して運営を行っているか。児童に身体的苦痛を与え、人格を辱めることがないようにしているか。
- ・ 虐待等と疑われる事案（不適切な保育）であると保育所等として確認した場合には市町へ報告しているか。

地域密着型介護老人福祉施設

【業務継続計画】

- ・ 感染症BCPおよび自然災害BCPを策定しているか。内容の見直しをしているか。
- ・ 定期的に研修および訓練を実施しているか。

【虐待防止の取組への対応】

- ・虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を定期的に開催しているか。
- ・虐待防止に関して、指針を整備し、研修を実施しているか。
- ・虐待防止に関する担当者を選任しているか。

(4) 法人会計

【法人の経営健全性の確保】

- ・財務状況について分析の上、経営状態や問題点を把握し、改善に努めているか。

【法人の適正な会計経理事務】

- ・内部牽制体制が機能しているか。
- ・現金・預金残高および帳簿残高の確認は定期的に行われているか。また、銀行印および通帳の管理は適切か。
- ・固定資産の現物管理は適正か。

【保育所における委託費の経理】

- ・保育所における委託費の経理について、関係通知の内容が遵守されているか。

4 実効性のある指導監査の実施

- (1) 過去の指導内容および改善状況ならびに法人・施設の課題等を十分に整理・把握した上で指導監査に臨むものとします。
- (2) 法人・施設の運営等に問題が発生した場合、または、通報、監事監査報告書・現況報告書の確認等を通じてそのおそれがあると認められる場合は、随時、指導監査を実施します。
- (3) 前回の監査で口頭指摘事項にしたことに対して、改善措置を講じていないことにより同じ誤り等を繰り返しているものについては、内容の重要性や改善措置の状況を総合的に判断して文書指摘事項とするものとします。
- (4) 文書指摘事項については、改善状況または改善計画を確認し、改善が図られるまで指導するものとします。
- (5) 指摘した事項等について、改善が図られない法人・施設に対しては、再指導を行うこととし、また、不祥事等が発生した場合や改善の意思が見られない法人に対しては、法令に基づき随時必要な措置を講ずることとします。

5 対象法人

市が所管する社会福祉法人16法人

6 実施方法

- (1) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも原則実地において行います。
- (2) 一般監査は、一定の周期で実施します。その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人および指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画を策定した上で、「指導監査ガイドライン」に基づき実施します。
- (3) 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施します。その実施に当たっては、「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行います。

7 一般監査の実施の周期

- (1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施周期については3箇年に1回とします。
 - ア 法人の運営について、法令および通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
 - イ 法人が経営する施設および法人の行う事業について、施設基準、運営費ならびに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。
- (2) 会計監査人による監査等の支援を受け、財務の状況の透明性および適正性ならびに当該法人の経営組織の整備およびその適切な運用が確保されていると判断するなど、社会福祉法人指導監査実施要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）「3 一般監査の実施の周期」に該当する場合は、5年を限度として周期の延長をすることができることとします。
- (3) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度または次年度において、当該法人の設立後速やかに実施します。
- (4) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応します。

8 実施体制

指導監査は、基本的には福祉政策課の職員2名程度により実施しますが、必要に応じて、障がい福祉課、幼児課、子育て政策課、こども家庭センター、介護保険課の職員および県関係課の職員並びに専門的な知識を有する者の参画および立ち合いを求めます。

9 実施後の指導

指導監査の実施結果は、速やかに法人に通知するとともに改善を求めます。
また、改善状況の確認を適宜行い漏れのない改善指導を行います。